

報告第14号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月2日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

| | |
|---------|------------|
| 損害賠償額 | 268,400円 |
| 相手方 | 芝生町在住の女性 |
| 事故発生年月日 | 令和4年6月2日 |
| 事故発生場所 | 小松島市芝生町字狭間 |
| 事故の概要 | |

ごみ収集車両が、相手方所有の共同住宅敷地内にある浄化槽の蓋の上を通過した際、破損させたもの。

令和4年9月2日 専決第4号

小松島市長 中山 俊雄